

議案第13号

大田原市行政不服審査法施行条例の制定について  
大田原市行政不服審査法施行条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

# 大田原市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行については、法その他関係法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(弁明書に添付する書面)

第3条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

- (1) 大田原市行政手続条例（平成9年条例第1号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書
- (2) 大田原市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(手数料等)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項に規定する手数料（以下「手数料」という。）の額は、交付に係る同条第1項に規定する書面若しくは書類（以下「対象書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）について、次の表に定めるところによる。

区分	交付の方法	金額
対象書面等	複写機により複写したものの交付	日本工業規格A列3番まで1枚につき20円
対象電磁的記録	用紙に出力したものの交付	

2 法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

(納付方法)

第5条 手数料は、法第38条第1項の規定による交付を受けるときに納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第6条 審理員は、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定により、同条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が手数料を納付する資力がないと認めるとき又は特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第7条 前3条の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項（他の法令で準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替え

て準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。

(大田原市行政不服審査会)

第8条 法第81条第1項に規定する機関として、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、大田原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第9条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第10条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員の守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第12条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、市長が招集するものとする。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、総合政策部総務課において処理する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。